

玉川大学学生表彰規程

(目的と名称)

- 第1条 玉川大学は、学生の勉学奨励及び意欲向上に資することを目的として本表彰規程を制定する。
- 2 本制度に学長賞、優秀学生賞（以下「優秀賞」という。）及び学長特別賞（以下「特別賞」という。）を設定する。

(表彰者の選定)

- 第2条 学長賞には、成績・人物を総合的に判断して、学科の最優秀学生と認定された者を選定する。
- 2 優秀賞には、当該年度成績優秀者の中から人物的にも優れた者を学科ごとに選定する。
- 3 特別賞は、スポーツ・文化・生活の面で、顕著な成果を収めた者又は団体があった場合に選定する。

(賞)

- 第3条 表彰者には、賞状を授与する。

(記念品)

- 第4条 表彰者には、記念品を併せて授与する。

(制限)

- 第5条 表彰者は、重ねて選定することを制限しない。

(施行細則)

- 第6条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

(事務主管)

- 第7条 本規程に係る事務主管は、学生センターとする。

(付則省略)

玉川大学学生表彰規程施行細則

(趣旨)

- 第1条 この細則は、玉川大学学生表彰規程第6条に基づき、その施行に必要な事項を定める。

(表彰者の定数)

- 第2条 学長賞の定数は、学科で各1名とする。
- 2 優秀賞の定数は、学科及び学年で各若干名とする。
- 3 特別賞には、特に定数を定めない。

(表彰者の範囲)

- 第3条 学長賞は、当該年度卒業予定者を対象とする。
- 2 優秀賞は、1・2・3年次生を対象とする。
- 3 特別賞は、全学生を対象とする。

(表彰者の選定)

- 第4条 学長賞については、学部長等は成績上位者リストの中から最優秀学生を選定し教授会等の承認を経て、学生センター長に申請する。
- 2 優秀賞については、学部長等は成績上位者リストの中から候補学生を選定し教授会等の承認を経て、学生センター長に申請する。
- 3 学生センター長は、前2項による申請につき大学部長会の議を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。
- 4 特別賞については、学生委員会にて候補を選定し、学生センター長が大学部長会の議を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。

(選定の時期)

- 第5条 学長賞候補の選定は毎年2月とする。
- 2 優秀賞候補の選定は毎年2月から3月とする。
- 3 特別賞候補の選定は隨時とする。

(通知)

- 第6条 表彰者が決定したときは、学生センター長は本人に通知する。

(表彰の時期)

- 第7条 学長賞の表彰は当該年度とする。
- 2 優秀賞の表彰は翌年度とする。
- 3 特別賞の表彰は隨時とする。

(その他の事項)

- 第8条 この細則にない事項については、学生委員会の議を経て、学生センター長がこれを決定する。